

見積参加希望者様

独立行政法人水資源機構 分任契約職
筑後川上流総合管理所長 前田 剛宏
(公印省略)

見積依頼書

- 1 件名 大山ダム給水設備点検業務
- 2 履行場所 大分県日田市大山町西大山2008-1
独立行政法人水資源機構 大山ダム管理所
- 3 履行期間 契約締結の翌日から令和10年3月31日まで
- 4 内容等 別添、仕様書等のとおり

上記について、下記により見積合わせを行いますので競争契約入札心得等を熟覧のうえ提出してください。

記

- 1 現場説明 実施しません。
- 2 見積参加要件 福岡県、大分県又は佐賀県内に本店、支店若しくは営業所があり、当機構における一般競争（指名競争）参加資格業者のうち、物品製造等の業種区分の『建物若しくは工作物又は冷暖房設備、電気通信設備その他の設備の保守・点検管理』の認定を受けており、かつ、営業品目の『冷暖房（空調）設備、衛生設備（水道施設、消防施設を含む）、冷凍機設備、給排水設備、防火排煙設備』に登録しており、別添仕様書等のとおり施行が可能である者。
- 3 見積書等
 - 1) 様式等 見積書の様式は任意としますが、見積書には見積年月日並びに見積者の住所及び氏名（法人の場合は、法人名及びその代表者名）を記載し、代表者の印章を押印されたものに限ります。ただし、押印は「本責任者及び担当者」の氏名及び連絡先を明記することで省略することができます。また、余白にくじ番号を記載してください。
 - 2) 提出方法 電子メール、ファクシミリ装置による通信、持参又は郵送による。（※電子メールアドレス、FAX番号は4）に記載のとおり）、なお、電子メールによる場合は、送信メールの件名見積依頼書の件名を記載してください。
 - 3) 提出期限 令和8年4月7日 12時 まで
 - 4) 提出先 独立行政法人水資源機構 筑後川上流総合管理所 経理課 見上
TEL 0946-25-0113
FAX 0946-25-0133 又は 0946-25-0116
メールアドレス nyukei_chikugojouryu@water.go.jp
 - 5) 質問書提出期限 令和8年3月27日 12時 まで
※質問の回答については、翌営業日の15時までにHPに掲載します。
 - 6) 見積回数 2回を限度とする。
なお、当初の見積徴取において予定価格の制限に達した価格の見積書がない場合の再度の見積書の提出については、改めて連絡するものとし、再度の見積書提出期限は令和8年4月8日 12時までとします。
 - 7) その他
 - ① 見積価格は、見積者が消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるか問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を見積書に記載してください。
 - ② 見積書を送信した後は、見積書の引き換え若しくは変更又は見積もりの取消しはできません。また、見積者は見積もり誤り、見積書の書き誤り等を理由に見積もりの無効を主張することはできません。
- 4 見積結果 見積結果については、**契約の相手方として決定した者のみに、原則として提出期限の翌日（翌日が休日となる場合には休日でない直後の日）までに通知します。**
- 5 その他
 - 1) 契約金額は、見積書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）とします。
 - 2) 契約の相手方として決定した場合には、速やかに請書を作成するものとします。
 - 3) 請負代金の支払いについては、年度毎に履行確認後の支払となります。
 - 4) 最低金額を提出した見積者が複数ある場合は、「くじ」により契約の相手方を決定します。くじの方法は、別添「くじの方法」とおりとします。

くじの方法

今回の見積徴取に際して、最低金額を提出した見積者（以下「同価格者」という。）が複数あった場合、下の方法により、契約の相手方を決定します。

1. くじの方法について

同価格者の「くじ用数値」の合計を同価格者数で除算し、余りの数値と「くじ用順位」が一致する者を、契約の相手方とします。

2. くじ用数値について

- 1) 「くじ用数値」とは、見積書を提出される方が、任意に決定していただく「0：ゼロ」から「999」の3桁の整数とします。なお、数値の記載等がない場合は「0：ゼロ」として取り扱わせていただきます。
- 2) 「くじ用数値」の機構へ対しての通知方法は、機構から送信（FAX）した見積依頼書の受信確認を機構に対して返信（FAX）する際に記載してください。この場合、機構から特に受信確認に用いる様式の指定がない場合は、通信欄などに下記のように記載してください。

記載例)

くじ用数値

1	2	3
---	---	---

※数字は明確に記載してください。

3. くじ用順位について

「くじ用順位」とは、同価格者が機構に対して見積依頼書を送信（FAX）していただいた順に、「0：ゼロ」から順に付番させていただく番号となります。

- 例)
- ・同価格者が2者の場合、見積書の送信順に「0：ゼロ」、「1」
 - ・同価格者が3者の場合、見積書の送信順に「0：ゼロ」、「1」、「2」

4. 具体的な決定方法について

例) ・同価格者が2者の場合

見積業者	見積額	くじ用順位	くじ用数値
〇〇工務店	¥500,000-	0	123
□□工業	¥600,000-		999
△△組	¥500,000-	1	4

$123 + 4 = 127$
 $127 \div 2 \text{者} = 63 \text{ 余り } 1$

余り「1」とくじ用順位「1」が合致する
 ⇒ △△組が契約の相手方となる

例) ・同価格者が3者の場合

見積業者	見積額	くじ用順位	くじ用数値
〇〇工務店	¥500,000-	0	123
□□工業	¥600,000-		999
△△組	¥500,000-	1	4
◎◎工業	¥500,000-	2	1

$123 + 4 + 1 = 128$
 $128 \div 3 \text{者} = 42 \text{ 余り } 2$

余り「2」とくじ用順位「2」が合致する
 ⇒ ◎◎工業が契約の相手方となる

大山ダム給水設備点検業務 仕様書

第 1 章 総 則

第 1 節 適 用

本仕様書は、大山ダム給水設備点検業務（以下「本業務」という。）に適用する。

第 2 節 業務の概要

2-1 業務場所

大分県日田市大山町西大山 2008-1

独立行政法人水資源機構 筑後川上流総合管理所 大山ダム管理所

2-2 業務概要

本業務は、給水設備の機能維持及び飲料水の衛生管理を目的として点検等を行うものである。

業務概要は次のとおりとする。

- | | |
|-----------------|-------|
| ① 貯水槽、着水槽、配水槽清掃 | 2 回 |
| ② 水質検査（1 1 項目） | 2 回 |
| ③ ポンプ点検 | 2 4 回 |
| ④ 給水滅菌管理 | 2 4 回 |
| ⑤ 塩素注入ポンプ設定及び調整 | 1 式 |

第 3 節 履行期間

契約締結の翌日から令和 1 0 年 3 月 3 1 日まで

第 4 節 業務数量

業務数量は、以下のとおり

施行場所	項 目	単 位	数 量	備 考
大山ダム管理所 ポンプ室 外	貯水槽、着水槽、配水槽清掃	回	2	年 1 回
	水質検査(1 1 項目)	回	2	年 1 回
	ポンプ点検	回	2 4	毎月
	給水滅菌管理	回	2 4	毎月
	塩素注入ポンプ設定及び調整	式	1	

第 5 節 提出書類

- | | | |
|-----------------|-----|-----|
| 毎回の点検記録及び点検状況写真 | ・・・ | 1 部 |
| 水質検査結果 | ・・・ | 1 部 |
| その他担当職員が指示したもの | ・・・ | 1 部 |

第 6 節 疑義等

受注者は、仕様書に明記されていない事項又は仕様書に疑義が生じた場合は、速やかに担当職員と協議するものとする。

第 2 章 業務内容

第 1 節 業務内容

1-1 水質検査

- (1) 受注者は、貯水槽等清掃後、別図 1 「管理棟平面図」に示す大山ダム管理所内の水栓の内 1 ヶ所を選定して採水し、水質検査を実施するものとする。
- (2) 受注者は、「飲用井戸等衛生対策要領」及び「日田市飲用井戸等衛生対策要綱」に基づく水質検査 11 項目（別表）を行い、検査結果を担当職員に提出するものとする。

別表（水質検査 11 項目）

	検査項目	基準値	備考
1	一般細菌	100/mL 以下	
2	大腸菌	検出されないこと	
3	亜硝酸態窒素	0.04mg/L 以下	
4	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10mg/L 以下	
5	塩化物イオン	200mg/L 以下	
6	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	3mg/L 以下	
7	pH 値	5.8 以上 8.6 以下	
8	味	異常でないこと	
9	臭気	異常でないこと	
10	色度	5 度以下	
11	濁度	2 度以下	

※飲用井戸等衛生対策要領に基づく 11 項目

1-2 ポンプ点検

受注者は、別図 3 「大山ダム浄水施設模式図」に示す全てのポンプを対象とし、別添 1 「給水設備（ポンプ）点検報告書」に記載の点検を実施するものとする。

1-3 給水滅菌管理

- (1) 受注者は、別添 2 「給水設備薬液注入管理報告書」に記載されている給水滅菌管理の作業を実施するものとする
- (2) 受注者は、残留塩素濃度の把握及びその調整を行い、大山ダム管理所内の給水栓のうち 1 ヶ所を選定し、採水測定を行い、水栓で 0.1mg/L 以上に調整するものとする。

1-4 塩素注入ポンプ設定及び調整

受注者は、原水の水質及び上水の日使用水量を考慮し、適切な塩素（次亜塩素酸ソーダ）の希釈濃度を決定し、塩素注入ポンプの設定及び給水滅菌管理を行うものとする。なお、塩素注入ポンプの機器仕様は次のとおりである。

名称	型式	仕様
塩素注入ポンプ	電磁定量ポンプ	1.9 ～ 38ml/min 16W

1-5 貯水槽、着水槽及び配水槽清掃

受注者は、貯水槽、着水槽及び配水槽の清掃を原則として年1回実施するものとし、実施時期は12月とする。なお、清掃に伴う断水については事前に担当職員と協議するものとする。

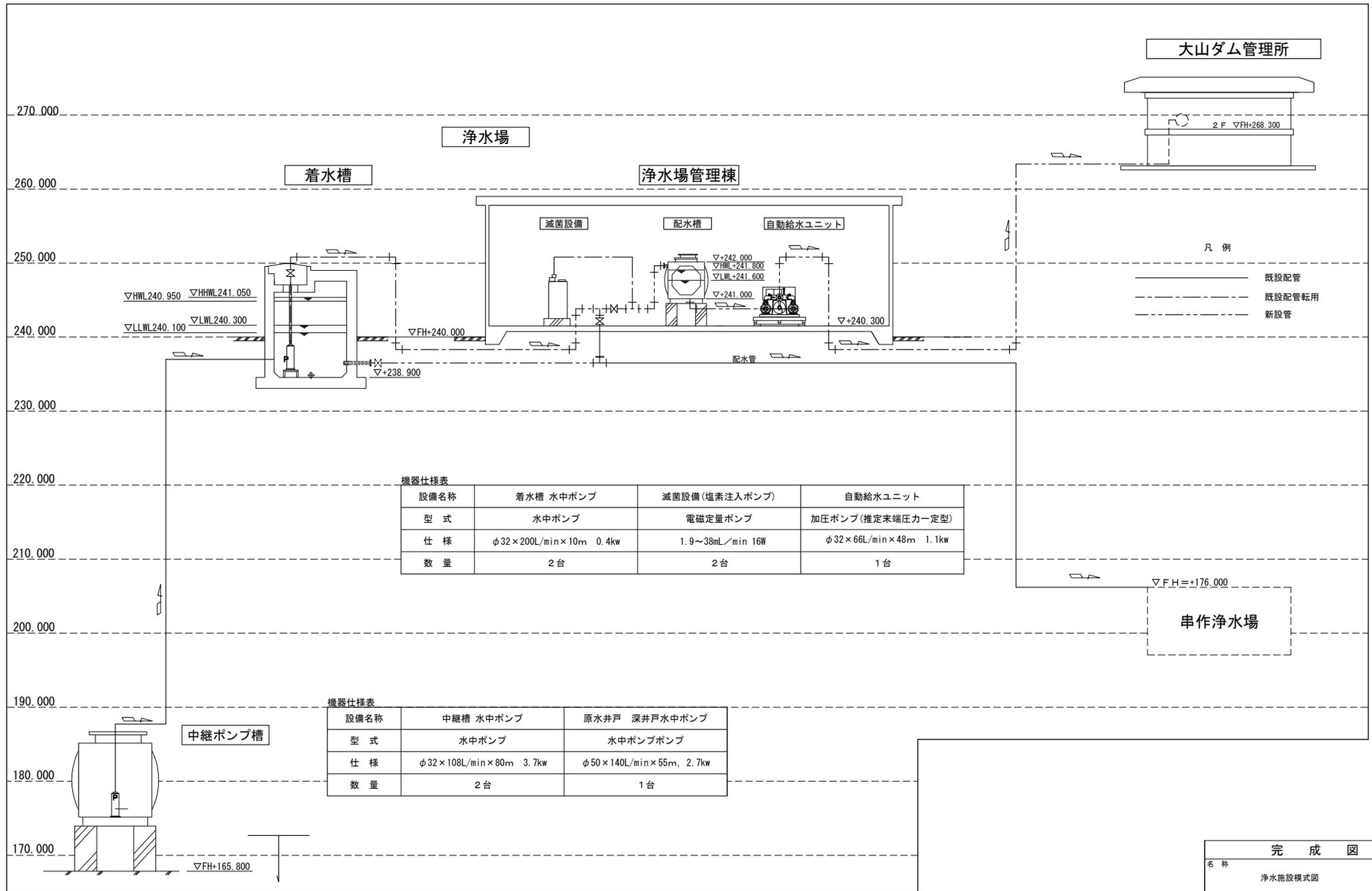
各水槽の仕様は次のとおりである。

名称	構造	規格
貯水槽	ステンレス製	2.0m×2.0m×2.0m(H)
着水槽	RC製	2.0m×2.0m×2.1m(H)
配水槽	ステンレス製	1.0m×1.0m×1.0m(H)

1-6 異常発見時等の対応

- (1) 受注者は、点検の結果、不良・不具合と判断される項目及び改善を推奨する項目については、担当職員に速やかに報告するものとする。
- (2) 受注者は、点検の結果、軽微な不良・不具合箇所について、担当職員と協議のうえ、補修、修理等対応の追加作業を行う場合がある。
なお、追加作業の実施については設計変更の対象とする。
- (3) 本業務の履行期間中、点検作業時以外で履行設備の故障や誤作動が発生した場合に対応を要請する場合がある。
なお、対応要請により作業等が実施された場合は、担当職員と協議のうえ設計変更の対象とする。

大山ダム浄水施設模式図



機器仕様表

設備名称	着水槽 水中ポンプ	滅菌設備 (塩素注入ポンプ)	自動給水ユニット
型式	水中ポンプ	電磁定量ポンプ	加圧ポンプ (推定末端圧力一定型)
仕様	φ32×200L/min×10m 0.4kw	1.9~38mL/min 16W	φ32×66L/min×48m 1.1kw
数量	2台	2台	1台

機器仕様表

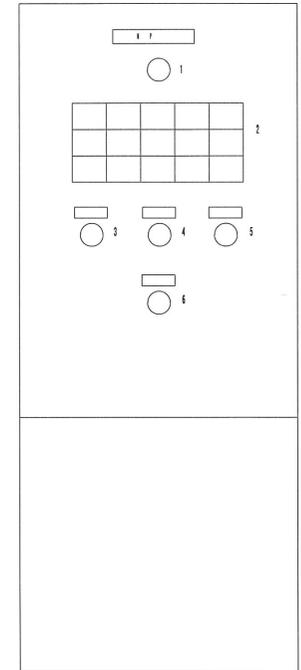
設備名称	中継槽 水中ポンプ	原水井戸 深井戸水中ポンプ
型式	水中ポンプ	水中ポンプポンプ
仕様	φ32×108L/min×80m 3.7kw	φ50×140L/min×55m, 2.7kw
数量	2台	1台

完成図

名称 浄水施設模式図	
登録番号	整理番号
独立行政法人水資源機構 筑後川上流総合管理所	

ポンプ設備電気制御図

制御盤 姿図



- ①電源表示
- ②加圧ポンプ 故障表示
水中ポンプ 故障表示
塩素注入ポンプの故障表示
減菌設備の減表示する
ろ過水槽の減水、満水、警報表示
中継水槽減水、満水、中継ポンプ 故障表示する
着水槽減水、満水、表示する
- ③水中ポンプ N01, N02切替
- ④水中ポンプ 手動、自動、切替
- ⑤塩素注入ポンプ 手動、自動、切替
- ⑥警報ブザー
*警報は一括出力する。

動作説明

電極 (5P) によりろ過水槽内の水位を検知し、自動給水ユニットの加圧ポンプの空転防止を行う。

ろ過水槽の水位を検知し既設原水ポンプの発、停を行う。

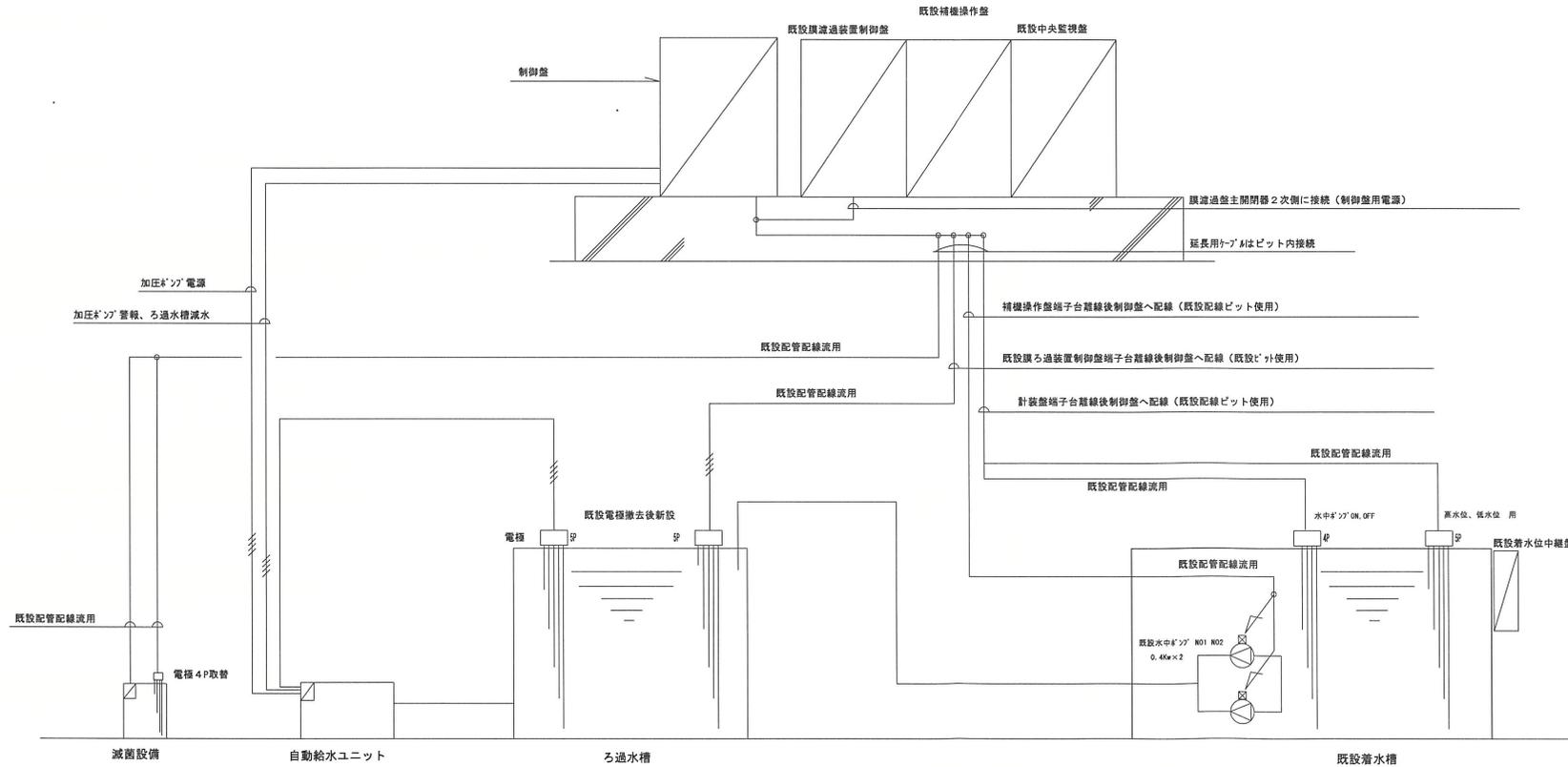
ろ過水槽の水位を検知し減水、満水、警報を制御盤に表示する。

減菌設備の水位を検知し塩素注入ポンプ停止をするとともに制御盤に減表示する。

*中継ポンプ、発停、警報、着水槽水位警報は既存回路を使用する。

*既設回路の塩素注入ポンプ運転表示配線を端子台で離線しテレメータ取り合い用配線に接続し制御盤一括警報に使用する。

*既設中継槽警報は既設配線を使用し制御盤に警報表示する。



完成図

工事名	管理用上下水道施設設置工事		
名称	ポンプ設備電気制御図		
登録番号	11-11-01	整理番号	01-014
独立行政法人水資源機構 大山ダム建設所			

担当設計	第1図表裏
承認者	新藤隆雄 新藤隆雄
監理主任	藤原英樹 中田隆一
設計主任	佐藤 剛 藤原英樹
主任監理員	鈴木 聡 鈴木 聡
監理員	高西明彦 高西明彦
監理員	藤原英樹 藤原英樹

給水設備（ポンプ）点検報告書

業務場所：大山ダム管理所ポンプ室 外

ポンプ点検

月 日	原水井戸ポンプ				1号貯水槽ポンプ				2号貯水槽ポンプ				1号着水槽ポンプ				2号着水槽ポンプ				
	絶縁	電圧	電流	保護	絶縁	電圧	電流	保護	絶縁	電圧	電流	保護	絶縁	電圧	電流	保護	絶縁	電圧	電流	保護	
	MΩ	V	A	装置	MΩ	V	A	装置	MΩ	V	A	装置	MΩ	V	A	装置	MΩ	V	A	装置	
4/																					
5/																					
6/																					
7/																					
8/																					
9/																					
10/																					
11/																					
12/																					
1/																					
2/																					
3/																					
【特記事項】																					

給水設備（ポンプ）点検報告書

業務場所：大山ダム管理所ポンプ室 外
 ポンプ点検

月 日	1号滅菌ポンプ				2号滅菌ポンプ				1号加圧ポンプ				2号加圧ポンプ				水位	
	絶縁	電圧	電流	保護	串作	着水井												
	MΩ	V	A	装置	配水池													
4/																		
5/																		
6/																		
7/																		
8/																		
9/																		
10/																		
11/																		
12/																		
1/																		
2/																		
3/																		

【特記事項】

給水設備薬液注入管理 報告書

点検場所	大山ダム管理所ポンプ室 外		点検設備	滅菌器
設置場所	中継ポンプ場内		用途	給水用
滅菌機	メーカー	イワキ	製造年月日	
	型式	EHN-B11VC1R-55	製造番号	No.1 M0123748
	仕様			No.2 M0123747
消毒液	次亜塩素酸ナトリウム 12%			

月 日	点検者	希釈液 (ℓ)			消毒液(ℓ)		滅菌器		残留塩素	確認印
		濃度 (%)	使用量	合計	使用量	合計	設定値	動作確認	水栓 (mg/ℓ)	
4/										
5/										
6/										
7/										
8/										
9/										
10/										
11/										
12/										
1/										
2/										
3/										

【特記事項】

案
請 書

- 1 件 名 大山ダム給水設備点検業務
- 2 場 所 大分県日田市大山町西大山2008-1
独立行政法人水資源機構 大山ダム管理所
- 3 期 間 自 令和 年 月 日
至 令和 年 月 日
- 4 請負代金額 ¥

(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 ¥)

上記の施行をお請けするについては、別添の条項によって信義に従って誠実にこれを履行します。

令和 年 月 日

受 注 者

独立行政法人水資源機構 分任契約職
筑後川上流総合管理所長 前田 剛宏 殿

案

契 約 条 項

第1条 受注者は、別冊の仕様書及び図面並びに表記の事項に基づき、この契約を履行しなければならない。

第2条 受注者は、この契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、独立行政法人水資源機構（以下「発注者」という。）の書面による承諾を得たときは、この限りでない。

2 受注者がこの契約の履行に必要な資金が不足することを疎明したときは、発注者は、特段の理由がある場合を除き、受注者の請負代金債権の譲渡について、第1項ただし書の承諾をしなければならない。

3 受注者は、前項の規定により、第1項ただし書の承諾を受けた場合は、請負代金債権の譲渡により得た資金をこの契約の履行以外に使用してはならず、またその用途を疎明する書類を発注者に提出しなければならない。

第3条 受注者は、履行内容の全部又は大部分を一括して第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

第4条 この契約の履行内容が第1条の図面又は仕様書に適合しない場合において、発注者がその改造を請求したときは、受注者は、これに従わなければならない。

第5条 受注者は、この契約の全部又は一部の履行が完了したときは、その旨を書面をもって発注者に通知しなければならない。

2 発注者は、前項の規定による通知を受けたときは、その日から起算して10日以内に自ら又は業務履行の確認を行うものとして発注者が指定した職員により、業務履行の確認を行うものとする。

第6条 受注者は、前条第2項の検査に合格したときは、書面をもって請負代金の支払いを請求することができる。

2 発注者は、前項の規定による請求を受けたときは、その日から起算して40日以内に請負代金を支払うものとする。

第7条 受注者の責めに帰すべき事由により、表記の期間内に完成しないときは、発注者は、請負代金額につき、遅延日数に応じ、国の債権の管理等に関する法律施行令（昭和31年政令第337号。以下「債権管理法施行令」という。）第29条第1項の規定に

案

より定められた率を乗じて計算した額を損害金として受注者から徴収する。

- 2 発注者の責めに帰すべき事由により、第6条第2項の規定による請負代金の支払いが遅れたときは、受注者は、請負代金額につき、遅延日数に応じ、この契約の締結時点における政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号。以下「支払遅延防止法」という。）第8条第1項の規定により決定された率を乗じて計算した額を遅延利息として発注者に請求することができる。

第8条 受注者の責めに帰すべき事由により、この契約を解除したときは、受注者は、請負代金額の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

第9条 発注者の責めに帰すべき事由により、この契約を解除したときは、受注者は、既済部分に対する対価を申し受けることとし、別途損害があるときは発注者と受注者とが協議のうえ、その損害の賠償を発注者に請求することができる。

第10条 受注者が、次に掲げる場合のいずれかに該当したときは、受注者は、発注者の請求に基づき、請負代金額（この契約締結後、請負代金額の変更があった場合には、変更後の請負代金額）の10分の1に相当する額を違約金（損害賠償額の予定）として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

- 一 この契約に関し、受注者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第3条の規定に違反し、又は受注者が構成事業者である事業者団体が独占禁止法第8条第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が受注者に対し、独占禁止法第7条の2第1項（独占禁止法第8条の3において準用する場合を含む。）の規定に基づく課徴金の納付命令（以下「納付命令」という。）を行い、当該納付命令が確定したとき（確定した当該納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消された場合を含む。）。
- 二 納付命令又は独占禁止法第7条若しくは第8条の2の規定に基づく排除措置命令（これらの命令が受注者又は受注者が構成事業者である事業者団体（以下「受注者等」という。）に対して行われたときは、受注者等に対する命令で確定したものをいい、受注者等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令すべてが確定した場合における当該命令をいう。次号において「納付命令又は排除措置命令」という。）において、この契約に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。
- 三 納付命令又は排除措置命令により、受注者等に独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約が、当該期間（これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が受注者に対し納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。）に入札（見積書の提出を含む。）が行われたものであり、かつ、当該取引分野

案

に該当するものであるとき。

四 この契約に関し、受注者（法人にあっては、その役員又は使用人を含む。）の刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき。

2 受注者が前項の規定する違約金を発注者の指定する期間内に支払わないときは、受注者は、当該期間を経過した日から支払いをする日までの日数に応じ、債権管理法施行令第29条第1項の規定により定められた率を乗じて計算した額の遅延利息を発注者に支払わなければならない。

第11条 受注者が、業務を実施するに当たり、受注者は、発注者から預託された個人情報（生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述又は個人別に付された番号、記号その他の符号により当該個人を識別できるもの（当該情報のみでは識別できないが、他の情報と容易に照合することができ、それにより当該個人を識別できるものを含む。）をいう。以下同じ。）について、善良なる管理者の注意をもって取り扱う義務を負うものとする。

2 受注者は、次の各号に掲げる行為をしてはならない。ただし、事前に発注者の承認を得た場合は、この限りでない。

一 発注者から預託された個人情報を第三者に提供し、又はその内容を知らせること。
（業務の全部又は一部を第三者に委任し、又は請け負わせる場合を含む。また、第三者が受注者の子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第1項第3号に規定する子会社をいう。）である場合も含む。）

二 発注者から預託された個人情報について、この契約の目的の範囲を超えて使用し、複製し、又は改変すること。

3 受注者は、発注者から預託された個人情報の漏えい、滅失、き損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

4 受注者は、発注者から、預託された個人情報の取扱いの状況について報告を求められた場合は、直ちに報告しなければならない。また、受注者は、個人情報の取扱いの状況に関する定期報告及び緊急時報告の手順を定めなければならない。

5 発注者は、本契約に係る個人情報の取扱いについて、本契約の規定に基づき必要な措置が講じられているかどうか検証及び確認するため、受注者及び再委託先に対して、監査又は検査を行うことができる。また、発注者は、その目的を達するため、受注者に対して必要な情報を求め、又は本契約の処理に関して必要な指示をすることができる。

6 受注者は、発注者から預託された個人情報を、業務終了後、廃止後又は解除後直ちに発注者に返還又は廃棄するものとする。ただし、発注者が別に指示したときは、その指

案

示によるものとする。

- 7 受注者は、発注者から預託された個人情報について漏えい、滅失、き損、その他本条に係る違反等が発生したときは、発注者に速やかに報告し、その指示に従わなければならない。
- 8 発注者は、受注者が第1項から前項までのいずれかに違反していると認められるときは、契約を解除することができる。
- 9 受注者は、前項の規定により、発注者が契約を解除した場合において、発注者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

(専属的合意管轄)

第12条 発注者及び受注者は、この契約に関して裁判上の紛争が生じた場合は、訴訟物の価額に従い〔福 岡〕簡易裁判所又は〔甘 木〕地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とすることに合意する。

第13条 この契約に定めない事項又は疑義を生じた事項については、発注者と受注者とが協議して定める。